

H24年度 改正税法

検討中です改正案！

前回に引き続き、まだ決まっていないが、知って得する改正案をお知らせします。身近な給与所得の改正項目については、25年実施される可能性が大了。ぜひ、ご一読下さい。
税理士 岡 八重子

給与所得控除額の上限定案

給与の収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円を上限とする案です。

[例] 収入が2,000万円のとき、給与所得控除が270万円から245万円となり、税額が25万円増えます。収入3,000万円のとき、税額が75万円増えます。

収入が1,500万円以下の人には、変更はありません。やれやれですね。

これが決まると、給与所得の源泉徴収税額表（月額、日額表）、賞与に対する算出表、年末調整の給与所得控除後の額がわかり、又、送付されることとなります。

特定支出控除の拡大案

給与所得控除額を超える職務に必要な費用を支出した人に認められます。

次の(1)(2)が追加されます。

- (1) 資格取得費＝弁護士、公認会計士、税理士などの職務に必要な資格。
- (2) 勤務必要経費＝職務と関連ある図書の購入費、職場で着用する被服費、職務に通常必要な交際費など。ただし、この経費は65万円を限度とします。

適用できる場合とは、

(イ) 特定支出の額 > 給与収入に対する給与所得控除額の1/2

(イ) > (ロ) の場合で、(イ) - (ロ) の額を給与所得控除額に加算できます。

[例] 特定支出が120万円、給与収入は500万円で給与所得控除額が154万円とすると、120万円 > 154万円 × 1/2 適用でき、加算できる額 120万円 - 77万円 = 43万円。給与所得控除額 154万円 + 43万円 = 197万円となります。結果給与所得は346万円から303万円に減額できます。

年間の領収証等は保存して計算してみる価値は十分にありますね。確定申告が必要です。

これらの改正案が決まると、所得税は25年分、住民税は26年分より適用となります。



役員退職金の課税見直し案

退職金の所得金額は、
(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
で計算しますが、勤続年数5年以下の役員等が受け取る退職手当については1/2とする措置を廃止します。
役員等とは、会社役員等の他に、国会議員、地方議員、国家公務員、地方公務員も含まれます。

[例] 所得金額：退職金500万円 - 200万円 [勤続5年の控除額] = 300万円となります。現在は1/2され、150万円です。

給与等の支払者が保管する申告書等

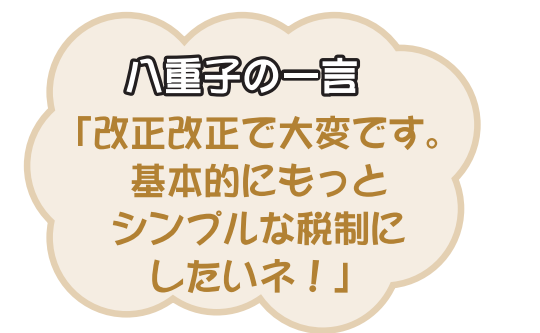
1. 扶養控除等申告書
2. 配偶者特別控除申告書
3. 保険料等控除申告書
4. 退職所得の受給に関する申告書
5. 住宅借入金等特別控除申告書

これらの申告書は、いずれも「その年分の翌年1月10日から7年間保管すること」、「税務署長が提出を求めたときは提出すること」とされます。

H25年1月1日以後の申告書に適用されます。

源泉所得税の「納期の特例」を申請している場合

1月～6月分 納期7月10日
7月～12月分 納期翌1月10日が、翌1月20日となります。
H24年7月1日以後の納期について適用されます（申請不要）。



私のおすすめスポット

藤白神社

最近よくニュースにも取り上げられる海南の名所をお勧めします。
藤白神社は、海南駅から南東へ約1km、海南市南東部の藤白峠の麓にある。平安時代から文献に現れ、また藤白神社には、熊野一の鳥居と呼ばれる大鳥居がたてられ、はるかな熊野三社を拝んだところでもあるが、もう一つ特徴がある。藤白神社の境内には、歴史の匂いをプンプンさせる旧家が建っていて、全国200万人いるといわれる鈴木姓のルーツにあたる家もあります。境内には子守楠神社もあり、そこご神木の「千年楠」をそっと触ると木の霊気で心身ともによみがえると言われています。近場のパワースポットで歴史・自然を堪能してみたいかたがでしょうか。



網本 浩司